

証券コード 4575

平成27年9月4日

株 主 各 位

静岡県沼津市大手町二丁目2番1号
株式会社キャンバス
代表取締役社長 河 邊 拓 己

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県沼津市上土町100-1
沼津リバーサイドホテル 3階「駿河」
（詳しくは末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
【報告事項】 第16期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）
事業報告の内容、計算書類の内容報告の件

以 上

<株主報告会開催のお知らせ>

株主総会終了後、株主報告会を開催いたします。お時間が許しましたら、宜しくご出席のほどお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.canbas.co.jp>）に掲載させていただきます。

《提供書面》

事業報告

(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、大部分の癌細胞の細胞周期（細胞分裂に至る過程）が正常細胞と異なることに着目したアプローチに基づき、抗癌剤の基礎研究および臨床開発、ならびにそのために必要な提携パートナーの獲得活動に取り組んでおります。

当社の開発パイプライン中で最も先行している化合物CBP501は、非小細胞肺癌（扁平上皮癌を除く）および悪性胸膜中皮腫を対象とした臨床第2相試験を終了しました。この臨床試験のデータの詳細解析から、「癌微小環境」「癌免疫」「癌幹細胞」などに関わるCBP501の多様な作用がわかってきました。次相以降の開発にかかる提携パートナーの確保を目指した活動も積極的に展開しております。しかしながら、当事業年度中の提携パートナーの確保には至りませんでした。

2つ目の候補化合物CBS9106については、臨床試験開始に必要な前臨床試験を終えた段階での提携パートナー獲得活動の結果、当事業年度において米国 Stemline Therapeutics, Inc.（以下「Stemline社」）とライセンス契約を締結いたしました。現在は、早期の臨床試験開始を目指し、同社と共同で準備を進めています。

さらに当社は、これらの2つの候補化合物の後続パイプラインとなる新規候補化合物の探索・創出に向けて、当社独自の細胞表現型薬剤スクリーニング法による探索研究と、CBP501に関する新たな知見を基にした「次世代CBPプロジェクト」からの創出に取り組んでいます。

以上の結果、当事業年度の事業収益は、Stemline社とのライセンス契約に基づく契約着手金およびテクニカルアドバイザーフィーの合計60,958千円を計上いたしました。また、研究開発費については、当事業年度において開発用支出はなくほぼ基礎研究費支出のみとなり、前期比135,872千円減少の164,908千円となりました。販売費及び一般管理費は、前期比3,440千円微減の179,592千円となり、研究開発費と合わせた事業費用は、前期比139,312千円減少し、344,501千円となりました。この結果、営業損失は283,542千円（前

事業年度営業損失483,814千円)、経常損失は265,714千円(前事業年度経常損失480,229千円)、当期純損失は266,964千円(前事業年度当期純損失376,269千円)となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、当事業年度において、新株予約権の行使により、総額856,042千円の資金を調達いたしました。また、転換社債型新株予約権付社債がすべて株式に転換されました。

これらに伴う発行株式数は854,100株(転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使による発行株式数35,000株を含む)であります。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 13 期 平成24年6月期	第 14 期 平成25年6月期	第 15 期 平成26年6月期	第 16 期 平成27年6月期 (当事業年度)
事業収益(千円)	—	—	—	60,958
経常利益 (△は損失)(千円)	△1,118,334	△641,857	△480,229	△265,714
当期純利益 (△は純損失)(千円)	△1,119,584	△643,107	△376,269	△266,964
1株当たり 当期純利益 (△は純損失)	△384円71銭	△198円81銭	△101円45銭	△62円50銭
総資産(千円)	1,085,239	687,072	397,480	997,859
純資産(千円)	892,680	634,943	334,668	964,775
1株当たり 純資産額	301円49銭	167円77銭	82円48銭	206円02銭

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、大部分の癌細胞の細胞周期(細胞分裂に至る過程)が正常細胞と異なることに着目した強固なアプローチに基づき、独自の創薬エンジンを基に技術とプロダクトの両方を自社で創出する「創薬企業」として、付加価値の高いビジネスモデルを志向しております。

このために当面对処すべき経営課題を以下のとおり認識し、それぞれ対応を実施しております。

- ・CBP501の臨床試験推進と提携パートナーの獲得
- ・CBP501の適応拡大
- ・CBS9106の臨床試験推進・追加提携獲得
- ・創薬エンジンの改良・充実と新規化合物パイプライン獲得

(6) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

事業	内容
医薬品事業	医薬品の研究開発

(7) 主要な営業所（平成27年6月30日現在）

名称	所在地
本社	静岡県沼津市

(8) 従業員の状況（平成27年6月30日現在）

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	7名	－	42歳	8年
女性	5名	－	39歳	8年
合計または平均	12名	－	40歳	8年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 8,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 4,590,600株
 (3) 株主数 5,030名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
大 村 明	202,700	4.41
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	175,800	3.82
株 式 会 社 S B I 証 券	88,800	1.93
カ ブ ド ッ ト コ ム 証 券 株 式 会 社	83,800	1.82
大 和 証 券 株 式 会 社	80,400	1.75
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) ILM	65,000	1.41
武 田 薬 品 工 業 株 式 会 社	64,500	1.40
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	56,721	1.23
河 邊 な お み	50,000	1.08
菅 沼 正 司	50,000	1.08

(注) 持株比率は、自己株式（390株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末の当社役員による新株予約権等の保有状況
(平成27年6月30日現在)

発行決議の日		平成21年 5月22日	平成22年 10月22日
新株予約権等の数		590個	625個
新株予約権等の目的となる 株式の種別		普通株式	普通株式
新株予約権等の目的となる 株式の数		59,000株	62,500株
新株予約権等の発行価額		無償	無償
新株予約権等の権利行使価額		1,630円	783円
権利行使期間		平成23年5月23日 から平成31年5月 23日まで	平成24年11月9日 から平成29年11月 8日まで
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 215個 目的となる株式数 21,500株 保有者数 2人	新株予約権の数 470個 目的となる株式数 47,000株 保有者数 3人
	社外取締役	—	—
	監査役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 35個 目的となる株式数 3,500株 保有者数 1人

- (2) 当事業年度中の当社使用人への新株予約権交付の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（平成27年6月30日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
河邊 拓己	代表取締役社長		
加登住 眞	取締役 最高財務責任者	管理部	
坂本 一良	取締役	経営企画室	
松崎 恭子	社外監査役（常勤）		
白川 彰朗	社外監査役		(株)インテリジェント・キャピタル ゲイト代表取締役 ㈱ウィルグループ社外取締役 エス・アイ・ピー(株)代表取締役
古田 利雄	社外監査役		弁護士法人クレア法律事務所代表弁 護士 ナノキャリア(株)社外監査役

- (注) 1. 常勤監査役松崎恭子氏、監査役白川彰朗氏および監査役古田利雄氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役白川彰朗氏および監査役古田利雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款第39条第2項に基づき、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	取締役 (内、社外取締役)		監査役 (内、社外監査役)		計 (内、社外役員計)		摘要
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	
当事業年度にかかる報酬等の総額	3名 (-)	44,901千円 (-)	3名 (3名)	16,354千円 (16,354千円)	6名 (3名)	61,256千円 (16,354千円)	(注) 1 (注) 2
計	3名 (-)	44,901千円 (-)	3名 (3名)	16,354千円 (16,354千円)	6名 (3名)	61,256千円 (16,354千円)	

- (注) 1. 平成22年9月28日開催の株主総会決議による取締役報酬限度額は、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額100,000千円以内であります。
2. 平成22年9月28日開催の株主総会決議による監査役報酬限度額は、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額30,000千円以内であります。

(3) 社外役員その他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役白川彰朗氏は、株式会社インテリジェント・キャピタルゲイトおよびエス・アイ・ピー株式会社の代表取締役であり、また、株式会社ウィルグループ社外取締役であります。当社は、株式会社インテリジェント・キャピタルゲイト、エス・アイ・ピー株式会社および株式会社ウィルグループとは特別な関係はありません。
- ・ 監査役古田利雄氏は、弁護士法人クレア法律事務所の代表弁護士およびナノキャリア株式会社の社外監査役であります。当社は、弁護士法人クレア法律事務所およびナノキャリア株式会社とは特別な関係はありません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	松 崎 恭 子	当事業年度に開催された取締役会18回および監査役会12回の全回に出席いたしました。主に常勤監査役としての見地から、必要に応じ、取締役による日々の業務執行の態様などについて、発言を行っております。
監 査 役	白 川 彰 朗	当事業年度に開催された取締役会18回および監査役会12回の全回に出席いたしました。ベンチャー投資会社やベンチャー企業での経験、広範な経理・財務関係、証券関係、法務関係の知識に基づき、主に経理・財務面の監査にかかる発言を行っております。
監 査 役	古 田 利 雄	当事業年度に開催された取締役会18回および監査役会12回の全回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、本年5月1日施行の改正会社法において条文追加された社外取締役の選任、ならびにこれにより期待されているコーポレートガバナンス強化の意義について一般論として異論を差し挟むものではありません。しかしながら、当社が現時点において社外取締役を置くことの相当性については、一般論とは別に、当社の現状を踏まえ個別具体的に検討を要すると考えます。

当社の現状は、研究開発段階にあつて継続的に営業損失と営業キャッシュフローのマイナスを計上している小規模企業であります。そのため、従業員数も最少数で事業の運営に当たっているのみならず、役員についても、常勤取締役3名（全員が業務執行取締役）・常勤監査役1名および非常勤監査役2名（全員が社外監査役）の最小体制で取締役会および監査役会を運営しています。このように管理コストを最低限に抑制していくことは、当社の現状からみて必然性の高い選択であると考えています。

また当社は、取締役および監査役の全員が当社の事業および組織の特性を知悉していることを活かし、会計監査人と連携を取りつつ、少人数でありながら機動性と実効性の高いリスク管理体制・コンプライアンス体制・内部監査体制を確立できています。社外取締役の設置は、現状のバランスを打ち消す方向に働きかねません。

さらに、当社は「創薬」という外部からは理解しづらい面の多い特殊な事業のみを営んでおり、かつ、開発パイプラインにある化合物も少数であるという特徴があります。現時点で当社が採り得る経営判断や中長期の経営上の選択肢はおのずから限られている上、研究開発の遂行に必要となる独立性・客観性の高い意見については見識の高い専門家により構成される科学顧問会議からの聴取を随時実施していることから、社外取締役に期待される外部からのアイディア・独立性の高い意見による当社のパフォーマンス向上への期待は、一般的に想定されるよりも小さいものと考えられます。独立行政法人経済産業研究所ディスカッションペーパー『日本企業の取締役会構成の変化をいかに理解するか？』（宮島・小川）においても、当社のような情報獲得コストの高い（外部からは理解しづらい特殊な資産や技術を有する）事業特性を持つ企業においては社外取締役に期待される監督や助言が企業価値向上に貢献する効果は比較的小さいばかりか、むしろ逆の効果が観察されることが指摘されています。

一方で、冒頭に記したとおり独立性の高い社外取締役を選任することの意義について当社は十分に理解しており、上記のようなデメリットを覆し当社のより良質な経営判断に寄与するような社外取締役候補者の人選に努めております。しかしながら現時点において、これに相当する適任の人材は見つかっておりません。適任でない社外取締役を置くことは上記のような当社のバランスの消失とデメリットの増加につながることから、当社は、現時点において、当社に社外取締役を置くことは相当でないと判断しています。

したがいまして、当社は現時点では社外取締役を置いておりませんが、将来において社外取締役を起用し、または監査等委員会設置会社への移行を実施する可能性について、引き続き前向きに検討する所存です。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	13,300千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画および監査手続きの概要、報酬見積の算出根拠（監査業務の実施体制および実施日数）などが適切であるかどうかについて、過去の実績、および類似会社の会計監査人の報酬事例に照らして検証したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款第42条第2項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 内部統制システム構築の基本方針の概要

当社が制定している内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制・仕組みづくりとコンプライアンス意識の啓発活動を行い、必要に応じて社長に対する助言を行うとともに、平素の業務執行全般にわたるコンプライアンス意識を高めるべく、役職員に対し教育等を実施する。

さらに、取締役による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、会計監査人および監査役による監査と別に、内部監査規程に基づき監査を実施する。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および文書管理規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については情報システム管理規程および運用実施要領、個人情報保護については必要に応じガイドライン等を定め、適切に対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、平時から全社横断的な情報交換と各部門の有するリスクの洗い出しを実施してリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては危機管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、教育の機会や日常のミーティング等を通じて指導する。

また、従業員による法令等に抵触もしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑥ 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は特定の企業集団に属しておらず、また当社の子会社・関係会社も存在しないため、当該体制は特に有していない。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査役の判断により、当社の規模に鑑み、監査役の職務を補助すべき独立した使用人を設置していないが、監査役が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査役の業務補助のため補助使用人を置く。

専任でない補助使用人が監査役補助職務を担う場合には、監査役の当該補助使用人に対する指揮命令に関しては取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、当該補助使用人の人事処分には監査役の同意を必要とする。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図ることによって、監査役監査の実効性を確保する。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築する。

内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法および関連法令等への適合性を確保する。

- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「キャンパス行動規範」に基づき、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、毅然と対応することによって、反社会的勢力を排除する。

この基本方針と対応方針を徹底するために、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応要領に基づき直ちに統括部署に報告し組織的に対応する。

- ⑪ この基本方針および規程等の見直しについて

当社は、今後この基本方針および規程等を常に見直し、必要に応じ改正することによって、事業内容の拡充や周辺環境の変化に対応する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、単一事業所からなる小規模・少人数組織であり、そのフラットな組織構成の利点を生かし、内部統制システムの運用を行なっております。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 定例取締役会が毎月1回開催されているほか、臨時取締役会が適宜開催されている。重要事項の決定、各部門管掌取締役からの業務報告等につき、監査役を交え活発な質疑応答が行われている。
- ・ 定例取締役会に引き続き、コンプライアンス委員会が開催されており、経営レベルでのコンプライアンス関連事項につき議論している。
- ・ 不正行為の早期発見および是正を目的として、社外監査役ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されている。
- ・ 内部監査を通じて、取締役による職務執行の態様およびコンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行なっている。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ・ 文書管理規程、情報システム管理規程および運用実施要領が整備されている。
- ・ 内部監査を通じて、文書管理の態様につきモニタリングを行なっている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 平時においては、取締役会等において、新たなリスクの認識とその対応につき議論されている。
- ・ 有事に対応するため、危機管理規程が整備されている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 定例取締役会が毎月1回開催されているほか、臨時取締役会が適宜開催されている。重要事項の決定、各部門管掌取締役からの業務報告等につき、監査役を交え活発な質疑応答が行われている。
- ・ 予算管理規程に基づき、年度予算編成方針および年度予算案が予算委員会において策定され、取締役会で承認されている。
- ・ 年度予算の執行状況が月次の定例取締役会で報告されている。

- ・内部監査を通じて、予算編成プロセスの適正性ならびに予算執行の適正性・効率性につきモニタリングを行なっている。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・不正行為の早期発見および是正を目的として、社外監査役ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されている。
 - ・内部監査を通じて、使用人による職務執行の態様ならびにコンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行なっている。
- ⑥ 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制
該当事項はありません。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役の判断により、現状、監査役の業務補助のための補助使用人を設置していないが、監査役会規定において同使用人の整備を取締役に要請できる旨定められている。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・常勤監査役は、経営層会議のほか、主要な業務レベル会議に出席し、質疑応答を行っている。また、稟議書、主要な契約書等の重要文書の閲覧を通じて、職務執行の状況をモニタリングしている。
 - ・監査役は、会計監査人との定期的なミーティングを通じて情報交換を行っているほか、常勤監査役と内部監査人は日常的に情報交換を行っている。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・金融商品取引法に規定される内部統制報告制度にかかる内部監査は、内部統制委員会によって毎期承認された経営者評価計画書に基づき実施されており、発見事項およびその改善状況が内部統制委員会に報告

されている。また、内部統制報告書案は内部統制委員会での審議を経て取締役会で承認されている。

- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - ・反社会的勢力対応要領に基づき、同勢力への対応窓口を管理部に一本化する旨、全役職員に周知徹底している。

- ⑪ この基本方針および規程等の見直しについて
 - ・この基本方針については、少なくとも年1回見直しが行なわれている。
 - ・諸規程に関しては、諸規程管理規程に基づき定期的に見直しが行なわれている。
 - ・内部監査を通じて、諸規程見直しの状況につきモニタリングを行なっている。

貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	953,097	流 動 負 債	33,083
現金及び預金	885,355	未払金	20,936
売掛金	50,958	未払法人税等	10,140
貯蔵品	1,027	預り金	2,006
前払費用	6,091	負 債 合 計	33,083
未収消費税等	9,645	純 資 産 の 部	
その他	19	株 主 資 本	945,720
固 定 資 産	44,762	資本金	3,788,146
有 形 固 定 資 産	23,449	資本剰余金	3,774,996
建物	17,537	資本準備金	3,774,996
工具、器具及び備品	5,911	利益剰余金	△6,617,205
無 形 固 定 資 産	1,023	その他利益剰余金	△6,617,205
ソフトウェア	803	繰越利益剰余金	△6,617,205
その他	220	自己株式	△215
投資その他の資産	20,289	新株予約権	19,054
長期前払費用	74	純 資 産 合 計	964,775
その他	20,214	負 債 純 資 産 合 計	997,859
資 産 合 計	997,859		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
事 業 収 益		60,958
事 業 費 用		344,501
研 究 開 発 費	164,908	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	179,592	
営 業 損 失		283,542
営 業 外 収 益		21,569
受 取 利 息	93	
為 替 差 益	15,471	
雑 収 入	6,004	
営 業 外 費 用		3,741
株 式 交 付 費	3,542	
そ の 他	199	
経 常 損 失		265,714
税 引 前 当 期 純 損 失		265,714
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,250
当 期 純 損 失		266,964

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
平成26年7月1日残高	3,335,891	3,322,741	△6,350,241	△215	308,176
事業年度中の変動額					
新株の発行	452,254	452,254			904,509
当期純損失(△)			△266,964		△266,964
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	452,254	452,254	△266,964	—	637,544
平成27年6月30日残高	3,788,146	3,774,996	△6,617,205	△215	945,720

	新株予約権	純資産合計
平成26年7月1日残高	26,492	334,668
事業年度中の変動額		
新株の発行		904,509
当期純損失(△)		△266,964
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△7,437	△7,437
事業年度中の変動額合計	△7,437	630,107
平成27年6月30日残高	19,054	964,775

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

(重要な会計方針に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
たな卸資産 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定率法 (ただし、建物 (建物附属設備を除く) については定額法)
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～18年
工具、器具及び備品 2年～10年
無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法
3. 繰延資産の処理方法 株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
4. 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式により、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記していた「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」は、当事業年度において資産の総額の100分の5以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の敷金及び保証金は20,214千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「雑収入」は、当事業年度において営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の雑収入は112千円であります。

前事業年度において区分掲記していた「営業外費用」の「社債利息」は、当事業年度において営業外費用の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の社債利息は199千円であります。

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示していた「株式交付費」は、当事業年度において営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の株式交付費は60千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 251,515千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	3,736,500	854,100	—	4,590,600

2. 自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	390	—	—	390

3. 新株予約権の目的となる株式の数

株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
	当事業年度期首	当事業年度増加数	当事業年度減少数	当事業年度末
普通株式	948,000	32,600	859,100	121,500

(注) 当事業年度における増加は発行済み新株予約権の行使期間初日の到来によるものであります。また、当事業年度減少数のうち835,000株については、平成25年12月2日付で第三者割当によりマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対し付与した新株予約権および新株予約権付社債の権利行使に伴うものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰越欠損金	1,350,853千円
その他	13,085千円
繰延税金資産小計	1,363,938千円
評価性引当額	△1,363,938千円
繰延税金資産合計	—千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。

デリバティブ取引については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品にかかるリスク

売掛金については、取引先の信用リスクに晒されておりますが、短期的な決済期日のものであります。

未払金は、一部外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、短期的な支払期日のものであります。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク

売掛金については管理部門が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

② 為替変動リスク

外貨建ての営業債務に関しては、資金計画の策定期間と実際の支払時期の間に生じる為替変動リスクをヘッジするため、為替相場および当社財務状況等を踏まえ、支払時期より前に外貨を調達することがあります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における売掛金の全額が、特定の取引先に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	885,355	885,355	—
(2) 売掛金	50,958	50,958	—
(3) 未収消費税等	9,645	9,645	—
資産計	945,959	945,959	—
(1) 未払金	20,936	20,936	—
(2) 未払法人税等	10,140	10,140	—
(3) 預り金	2,006	2,006	—
負債計	33,083	33,083	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	885,355	—	—	—
売掛金	50,958	—	—	—
未収消費税等	9,645	—	—	—

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(百万円)
役員	松崎 恭子	(被所有) 直接 0.2	当社監査役	新株予約権の行使	10,890	—	—

(注) 新株予約権の権利行使は、権利付与時の契約によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 206円02銭
- 1株当たり当期純損失(△) △62円50銭
1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
当期純損失(△) △266,964千円
普通株主に帰属しない金額 一千万円
普通株式にかかる当期純損失(△) △266,964千円
期中平均株式数 4,270千株

(重要な後発事象に関する注記)

1. 行使価額修正条項付き新株予約権の発行

当社は、平成27年6月22日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、第三者割当により行使価額修正条項付き第10回新株予約権を発行いたしました。

第三者割当による行使価額修正条項付き第10回新株予約権の発行概要

名称	株式会社キャンバス第10回新株予約権
割当日および払込期日	平成27年7月9日

新株予約権の発行総数	11,000個（新株予約権1個当たり100株）
新株予約権の目的となる株式の数	1,100,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は812円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は1,100,000株です。
新株予約権の発行価額	総額7,150,000円（新株予約権1個当たり650円）
新株予約権の行使期間	平成27年7月10日から平成29年7月10日まで。
新株予約権の行使価額および行使価額の修正条件	当初行使価額：1,160円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,276,000,000円 （当初行使価額で全新株予約権が行使された場合に出资される財産の価額）
割当先および割当数	メリルリンチ日本証券株式会社 11,000個
資金の使途	抗癌剤候補化合物 CBP501の臨床開発費用（臨床試験に使用する薬剤の発注、その他臨床試験実施費用等）、新規パイプラインの探索創出、運転資金等。
その他	当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたしました。当該第三者割当て契約において、以下の内容が定められています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の指定 ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ メリルリンチ日本証券株式会社による本新株予約権の取得にかかる請求 なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記の当社およびメリルリンチ日本証券株式会社の権利は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

2. 新株予約権の権利行使

当事業年度終了後、平成27年8月7日までの間に、メリルリンチ日本証券株式会社が保有する行使価額修正条項付き第10回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

- | | | |
|-----------------|------|----------|
| ① 発行した株式の種類および数 | 普通株式 | 65,000株 |
| ② 発行価額の総額 | | 61,942千円 |

※この結果、新株予約権の振替額422千円を含め、資本金が31,182千円、資本準備金が31,182千円増加いたしました。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年8月10日

株式会社キャンパス
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 早稲田 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鳴原 泰貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャンパスの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

第16期監査役会監査報告

当監査役会は、平成26年7月1日より平成27年6月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、本監査報告を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針・計画・業務分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針・計画・業務分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている『取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制』の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、また、『会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制』を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記事項）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成27年 8月18日

株 式 会 社 キ ャ ン バ ス 監 査 役 会

常勤社外監査役 松 崎 恭 子 ㊟

社外監査役 白 川 彰 朗 ㊟

社外監査役 古 田 利 雄 ㊟

以 上

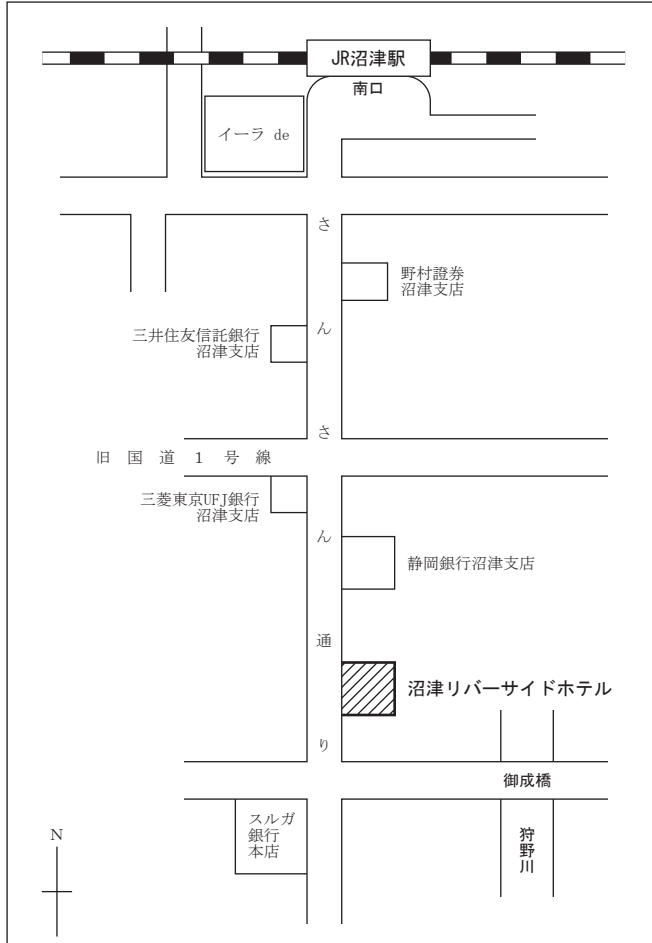
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.



株主総会会場ご案内図

会場：静岡県沼津市上土町100-1 沼津リバーサイドホテル 3階「駿河」



【交通機関のご案内】

J R 沼津駅南口より	徒歩	約10分
J R 三島駅（新幹線）より	タクシー	約20分